

## 家計調査に係る調査員証の紛失について

家計調査において、統計調査員が調査時に携帯する「調査員証」紛失が判明したのでお知らせします。  
概要は、下記のとおりです。  
なお、現在のところ紛失した調査員証が悪用された事例は確認されておりません。

### 記

#### 1 紛失の概要

##### (1) 紛失物

- ・調査員証1枚、任命通知文書

記載内容：調査員の氏名、任用期間、大分県知事公印、調査員顔写真（表面）

注意事項（裏面）

※任命期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

##### (2) 経過

3月30日（月）	県から調査員証をレターパックで発送
3月31日（火）	郵送物が調査員宅に到着
4月7日（火）	調査員から「調査員証はいつ頂けるのか。」との問い合わせがあったため、県担当がレターパックライトで送付済みである旨の説明 調査員から「気づかずに他の郵便物と一緒に廃棄したかもしれない」と申し出があったため、自宅内等を十分に搜索するよう指示 なお、郵便物は、3月31日の13:01に調査員宅に届いていることを確認済
4月8日（水）	調査員から自宅内、郵便受けとその周辺も含め搜索したが、発見できなかった旨、電話で確認 調査員が警察に遺失届を提出

#### 2 対応及び今後の再発防止策

紛失した家計調査員証「第10号」（R8.3.30発行）は無効としました。

なお、調査員証等の重要書類は、原則、直接交付していますが、調査開始までに期間がない等、やむを得ない場合に限り、配達記録等が確認できるレターパックライトで送付しています。再発防止に向け、今後は調査員証を本人の受取りが必要な簡易書留等で送付するとともに、家計調査の全調査員に、県からの郵送物は確実に確認すること等を、改めて指導してまいります。

#### 3 県民の皆様に御注意いただきたい点

家計調査の調査員は、顔写真付きの調査員証を携帯しております。

紛失した調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用される恐れがありますので、お手数ですが、調査員が訪問した際には、調査員証の写真、任命期間等の確認をお願いします。

なお、不審な調査活動等にお気づきの場合は、県統計調査課まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

大分県企画振興部統計調査課  
人口・社会生活統計班 清水、鹿毛  
電話 097-506-2463